

令和5年（2023年）7月5日

保護者の皆様へ

熊本市教育委員会
教育長 遠藤洋路

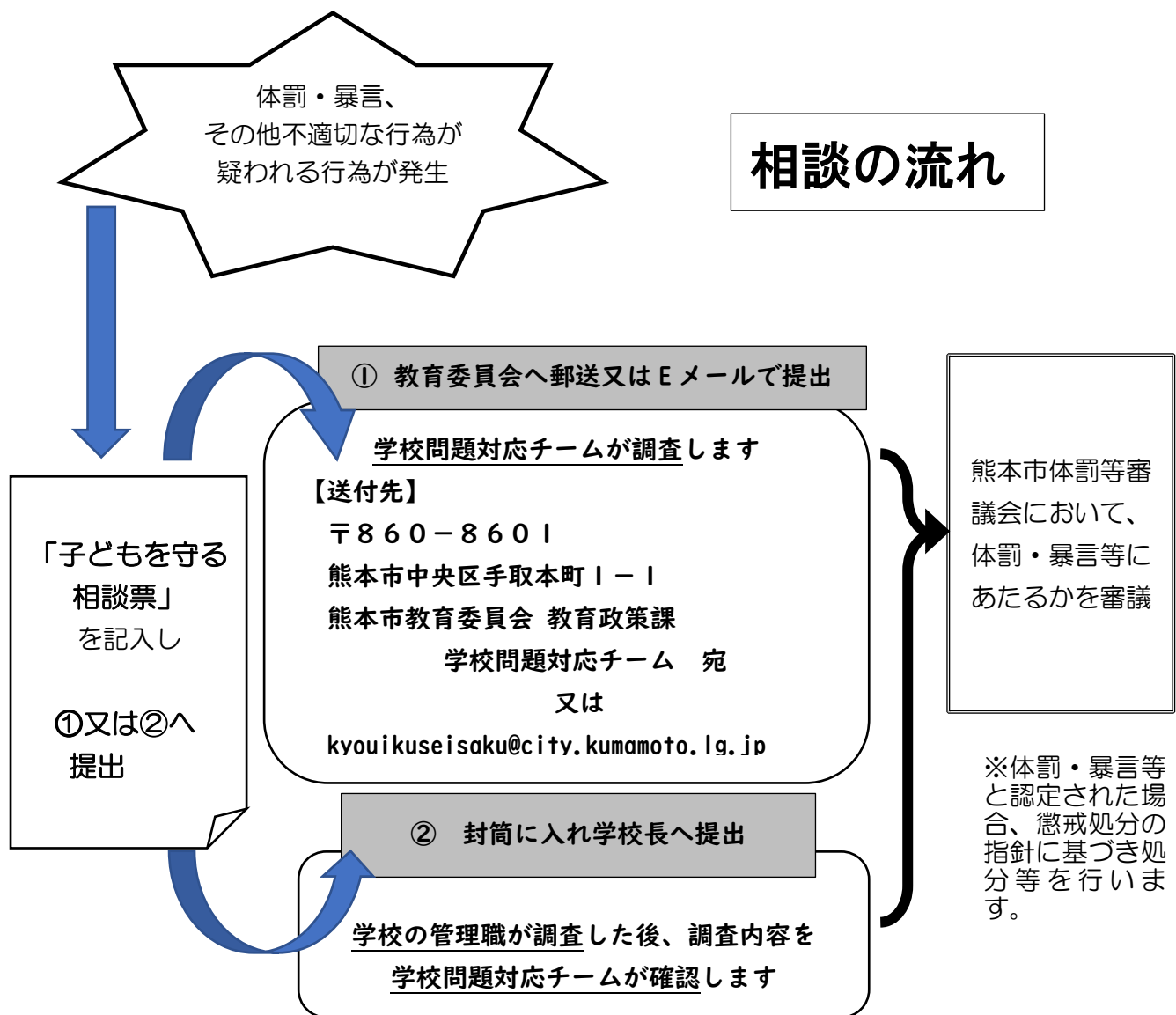
「子どもを守る相談票」
（「体罰・暴言、その他不適切な行為」が疑われる行為に関する相談票）
の受付について

盛夏の候、保護者の皆様方には、日頃より本市の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本市では、教職員による体罰や暴言等の根絶と、それらの事実確認及び認定を目的として、令和2年度、教育委員会内に「学校問題対応チーム」を設置するとともに、外部の有識者等で構成する「熊本市体罰等審議会」を設置し、現在取り組んでいるところです。

本市教職員の「体罰・暴言、その他不適切な行為」が疑われる行為に関して相談をご希望される場合は、別添「子どもを守る相談票」（「体罰・暴言、その他不適切な行為」が疑われる行為に関する相談票）（以下、「子どもを守る相談票」という。）をご記入いただき、教育委員会又は学校長へご提出ください。

提出された「子どもを守る相談票」につきましては、学校問題対応チーム又は学校の管理職にて調査します。その後、指導の必要性や程度、状況など、個々の事案ごとに総合的な観点から熊本市体罰等審議会で審議し、体罰・暴言等、不適切な行為、適切な行為、該当外のいずれかの認定を行います。また、認定後の再発防止にも努めます。



※相談内容について詳しくお話を聞く場合がありますので、記名式でお願いいたします。
プライバシーは守りますのでご安心ください。

※「子どもを守る相談票」は熊本市ホームページからダウンロードすることができます。ホー
ムページ内の検索窓に「熊本市体罰等審議会」と入力し、検索してください。
また、下のQRコードからもPDF版の相談票をダウンロードすることができます。

相談票 PDF 版



体罰・暴言を一掃します！

体罰は、学校教育法で明確に禁止されており、違法行為であるだけでなく、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼をも失墜させる行為です。本来、学校教育は、教員等と児童生徒との信頼関係を基盤に行われるものであり、体罰・暴言等による指導では児童生徒の正常な倫理観を養うことはできません。むしろ力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れもあり、体罰・暴言等は教育的にも、人権上も、決して許されない行為です。

熊本市体罰等審議会について

熊本市教育委員会では、令和2年4月に弁護士や精神科医等の有識者からなる「熊本市体罰等審議会」を設置しました。

当審議会では、教員等が児童生徒に対し指導として行った行為について、客観性・公平性を備えた幅広い視点から、体罰・暴言等に当たるかどうか認定します。また、本市の学校から体罰・暴言等を一掃すべく、再発防止について助言を行い、児童生徒たちが安心して健やかに育ち学ぶ環境づくりに努めてまいります。

－ 懲戒と体罰（暴言等）Q&A －

Q 「懲戒」とは何ですか？

A 教員等が、児童生徒に対し、戒めるべき言動を再び繰り返させないという、教育目的に基づく行為や制裁をいいます。

児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常の懲戒権の範囲内と判断され则认为られる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがあります。



Q 「体罰」とはどのような行為をいうのですか？

A 懲戒のうち、児童生徒に、身体に対する侵害（殴る、蹴る等）、肉体的苦痛（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）を与えるような行為をいいます。

○身体に対する侵害による体罰と判断され则认为られる行為の例

- ・授業態度について指導したが、反抗的な言動をした生徒の頬を平手打ちする。
- ・給食時間にふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ生徒に当てる。

○肉体的苦痛による体罰と判断され则认为られる行為の例

- ・放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
- ・宿題を忘れた児童に対して、正座で授業を受けるように言い、児童が苦痛を訴えたがそのままの姿勢を保持させた。

Q 「暴言等」とはどのような行為をいうのですか？

A 体罰の概念には含まれないが、児童生徒を精神的に追い詰めることにつながりかねず、懲戒権の範囲を逸脱した行為として、体罰事案に準じて厳正な対応をとる必要がある行為をいいます。

○児童生徒に恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛を与える暴言等と判断され则认为られる行為の例

- ・罵る、脅かす、威嚇する、人格（身体・能力・性格・風貌等）を否定する、馬鹿にする、集中的に批判する、犯人扱いする等